

2006年3月14日

〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1  
足立保健所  
所長 黒岩 京子 様  
健康推進課健康づくり担当 音喜多久枝様

〒 -  
東京都足立区

半沢一宣（印）

### 「足立区まちをきれいにする条例」の改正に関連する要請書

冠省 昨年は東武伊勢崎線竹ノ塚駅構内のコーヒーショップの件で御尽力くださり、ありがとうございました。

さて、既に御承知のことと存じますが、現在足立区議会で特定区域内での路上（歩行）喫煙者への過料徴収実施を主眼とした、標記の条例改正案が提案されております。

私は、この条例改正案の審議経過とその内容に、いくつかの重大な疑問点を感じております。

この問題について貴所に通報いたしますので、区民等の健康増進と公衆衛生とを職掌される立場から適切に対応されたく、お願い申し上げます。

#### 要請の主旨

私は、区民部区民課が標記の条例改正に関連して、路上（歩行）喫煙を取り締まる禁煙特定区域内に喫煙所を設置する方針であることについて、区民等の公衆衛生及び危害防止（喫煙所付近での受動喫煙の防止）並びに健康増進の見地から、以下の2点について取り組まれることを要請いたします。

- 1．区民部区民課に対して、喫煙所設置の中止を促すよう働きかけること。
- 2．足立区議会に対して、喫煙所設置を認めない付帯決議を行うよう働きかけること。

#### 要請の理由

- 1．条例改正の動きに対する私の取り組みの、これまでの経過

私は1982年と1999年の2回、いずれも東武伊勢崎線の電車内で、他人の迷惑を顧みない喫煙を止めるよう抗議した相手から腹いせの暴力行為を受けるといった被害を経験しています。それに関連する東武鉄道株式会社とのトラブル（鉄道施設内の秩序と治安の保持に係る責任問題）については本題から外れますので、本要請書では記しません。興味がありましたら、足立区立中央図書館に寄贈済みの『東武鉄道のたばこ問題』『東武鉄道のたばこ問題2003 - 2004』の2冊を御覧になってみてください。

それはともかく、私はこれらの暴力被害を機に、受動喫煙をはじめとするたばこの害や公衆衛生以外にも及ぶたばこの社会的悪影響について、関心を深めるようになりました。

そうした中、昨年10月に区が、路上（歩行）喫煙の禁止（過料徴収を伴う取締りの実施）を主眼とした、標記の条例改正に向けてのパブリックコメント（パブコメ）を実施しました。私は「これまで長年にわたり、喫煙者のモラル向上への期待が裏切られ続けてきた事実がある以上、迷惑喫煙に起因する暴力事件の再発を未然に防止するためにも、過料徴収を伴う路上喫煙取締りの実施は必要やむを得ない」旨の賛成意見を応募しました（別紙、2005年10月14日付け・全2ページ）。

その後、パブコメの集計結果などを発表する区のホームページ「路上喫煙などの禁止について(2006年2月22日更新)」で「北千住地域美化推進協議会や関係団体からの意見、要望及び議会での審議等を踏まえ、...区長の指定する喫煙所における喫煙は(禁煙特定区域での過料徴収から)除外します。」との発表がありました。この「関係団体」というのが、喫煙の取締り強化に伴ってたばこの売上げが減少するのを懸念する業界団体のことであろうことは、私にはすぐに推察できました。そこで私は「区民等の『ゆるやかな自殺』に等しい喫煙行為に便宜を図るための喫煙所設置に税金を投入するのはおかしい。たばこ製造・販売業界の利益よりも、区民等の危害防止や健康増進を優先させるため、喫煙所の設置を認めない旨の付帯決議を添えて条例改正案を成立させてほしい」旨の要望書を、区議会議長、区民環境委員長及び区議会各会派あてに送りました(別紙、2006年3月8日付け・全1ページ。区議会事務局議事係・様扱い)。

## 2. 区議会区民環境委員会での発言の問題点

こうした問題意識を踏まえ、私は今月13日に開かれた上記委員会を傍聴してきました。その席上で私は、執行機関(区)側と議員側の両方から、多くの問題発言を耳にすることになりました。メモが追いつかず発言を一字一句正確に再現することはできませんが、私が疑問に感じた発言の要旨を、以下に列挙します(発言順。カッコ内は私の補足又は個人的な反論です)。

### ・ぬかが和子議員

「喫煙者は犯罪をしているわけでもないのに、罰則を科すのには賛成できない。罰則条項を削除する修正を求める」

(受動喫煙は他人の健康を強制的に損なう傷害的行為です。そうでなくても、歩行喫煙は幼児の顔に火傷を負わせたり衣服を焦がしたりする傷害や器物損壊(過失であっても犯罪)の原因です。それらの未然抑止はしなくていいのですか?)

### ・区民部区民課長

「副流煙による受動喫煙のおそれがある場所への喫煙所設置は、他の自治体でも行われています(ので問題ないと考えます)」

(「だから喫煙所付近では、受動喫煙による健康被害の強要を防止できなくてもやむを得ない」ということにはならないのではありませんか?)

### ・野中栄治議員

「喫煙者のモラルが問われている問題なのは理解できるが、歩行喫煙をするなどモラルのない喫煙者はごくごく少数だ。ジュースの空き缶をポイ捨てる人数のほうがはるかに多い。空き缶をポイ捨てる小中学生からも過料を徴収する気か?」

(朝の駅前で歩行喫煙者数を観察したりしたうえで「ごくごく少数」だと認識しているのでしょうか? それに、空き缶のポイ捨てるなど他のことに問題をすりかえようとするのは、モラルのない喫煙者たちが責任逃れを図るときの常とう手段です)

「たばこを吸ったから必ず肺ガンになるというわけではなく、可能性があるというだけのこと。疫学的な範疇の話であって、科学的に証明されているわけではない」

(察するに御自身が喫煙者で、だからそう信じたいだけではないのでしょうか? 事実反することをそれが正論であるかのように長々と得意げに弁じて、誤った認識をばらまくのはやめていただきたいと思います)

### ・ふちわき啓子議員

(「たばこ商業組合」なる団体からの要望書の現物を示し)「『喫煙者に配慮して適切に喫煙所を設置してほしい』旨の要望も区民から出されている。区民の声を尊重した対応をお願いしたい」

・区民部区民課長

「喫煙所を設置する方向で、今後も関係者と協議を続けてまいります」

（だったら、その一方で私の要望書を「区民の声」として取り上げないのは、公正さを欠くではありませんか？）

3．傍聴後に感じたこと - 本件条例改正案の取扱い方に係る疑問点など

最終的には全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定されたとはいえ、私は、本件条例改正案の審議方法に疑問を感じました。

一言で言えば、たばこの害や社会的悪影響についての専門知識を有する人（保健所職員や区の衛生部、区議会の厚生委員など）を蚊帳の外にして審議し政策を決定することの問題を、誰も提起しなかったことそれ自体が異常ではないかと思うのです。そもそも私は、この議案の付託先が厚生委員会ではなく、区民環境委員会であることにも、疑問を感じました。両委員会での合同審査とするのが制度上難しいなら、せめて厚生委員会や区の衛生部などから代表として誰かを呼んで、参考意見を聞くという方法は取れなかったのだろうかとも感じました。

「結果的に原案どおり可決の方向になったのだから、目くじらを立てなくてもいいではないか」と言われるかもしれませんが、しかしこのままでは、区が「たばこ商業組合」なる業界団体の圧力に屈する形で、区民等からの税金を喫煙所の設置に投入させられることになってしまいます。

私は、区民の1人として、区が「現代の死の商人」の手先であるたばこ業界にくみする政策（公費での喫煙所設置）を推進することには反対です。それは、区が区民等の喫煙＝「ゆるやかな自殺」に手を貸すという意味で、道義に反することだからです。同時に「嗜好としての喫煙までを妨げるものではない」（区民部区民課長）と言うならば、「様々な嗜好の中で、喫煙に対してだけ公費で便宜を図ることに、どのような合理性があるのか？」という疑問への説明責任を果たす必要があると思われるのに、その責任を果たしていない点で、喫煙所設置の合理性・正当性が認められないからでもあります。

どういうことかということ、一例を挙げれば、コーヒーの好きな人が散歩中にコーヒーを飲みたくなったとき、携帯するコーヒー豆を備付けのコーヒーメーカーにセットして自分でコーヒーを作りその場で味わえるための施設も公費で設置しないと、喫煙者との公平性が保てない理屈になるということです。しかし現実には、コーヒーなどを嗜好とする区民等のための施設は設置しない一方で、たばこを嗜好とする区民等のための喫煙所のみを公費で設置することの正当性・公平性など、まず説明不可能でしょう。

4．結論

以上の理由から、私は区が、特定の業界団体のみの意に従う形で、税金を投入してまで区民等の「ゆるやかな自殺」を手助けする喫煙所を設置することに、合理的な理由は無いと考えます。

よって私は、貴所に対し、区民等の健康増進というよりは危害防止のため、たばこの害についての正しい情報を示しながら、区民部区民課に対しては喫煙所を設置しようとする方針を撤回するよう、また区議会に対しては執行機関（区）の喫煙所設置方針を認めない付帯決議その他何らかの意見表明を行うよう、それぞれ促されることを要請いたします。

以上

記事 クロネコメール便による配達記録

荷物番号 0709-3552-9313

平成18（2006）年3月15日配達完了（配達担当センター名は不明）